

議員発案第6号

WTO農業交渉における日本提案の実現を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成15年6月25日

提出者 加茂市議会議員 安 田 憲 喜

賛成者 同 広 野 豊 作

同 同 高 井 保

同 同 小 野 吉太郎

同 同 茂 岡 明与司

同 同 大 桃 一 明

同 同 古 山 一 作

平成15年7月1日

加茂市議会議長 樋 口 博 務

## WTO農業交渉における日本提案の実現を求める意見書

WTO農業交渉については、本年3月末にモダリティ確立を目指した交渉が決裂し、9月にメキシコ・カンクンで行われる第5回WTO閣僚会議まで交渉は継続されることとなりました。

3月に示されたハービンソンWTO農業交渉議長の示したモダリティ第1次案の改訂版は、関税の大幅かつ急進的な削減や、ミニマム・アクセスの大幅拡大、非貿易的関心事項が全く反映されていないなど、一律的かつ急激な自由化を求める内容であり、我が国が主張する「多様な農業の共存」とは相反するものです。

また、アメリカやオーストラリアを中心とする農産物輸出国グループはこのハービンソン案を不十分とし、これまでの主張どおり、全ての関税を25%以下に削減・廃止することなど、より大幅な関税や保護の切り下げを主張しています。

もし仮に、このままモダリティが確立されるようなことになれば、関税の大幅な引き下げによる安い外国産品のさらなる流入により、我が国の食料自給率はさらに低下し、国内農業は危機的な状況になることは明らかです。

このような状況に対し、我われは国民一体となってこうした提案を断固拒否しなければなりません。

また、自由貿易協定については、関税撤廃を基本とするものであり、WTO農業交渉における我が国の提案内容を十分踏まえた対応が必要なことは言うまでもありません。

つきましては、生産者が将来に自信と希望を持って農業を営めるよう、下記事項が実現されるよう要望します。

### 記

#### 1. WTO農業交渉について

- (1) 「多様な農業の共存」という我が国提案の基本を達成できるよう、現行モダリティ案を撤回させ、今後の交渉の土台とさせないこと。
- (2) アメリカ及びケアンズ・グループの主張する関税の一律的・急進的な関税削減方式を拒否すること。
- (3) ミニマム・アクセス輸入米の廃止に向けて国は最大限の努力を行い、最低でも輸入量の大幅削減を実現すること。
- (4) WTO農業交渉に関する情勢や課題について、生産者だけではなく、国民全体の問題として捉え、理解促進のための対策を積極的に展開すること。
- (5) 行き過ぎたAMS（助成合計量）削減の是正と、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規制を確保すること。
- (6) 残留農薬基準や食品添加物規制基準などは、国際基準によって緩和されることのないよう、各国の食生活の実態をふまえて規制を強化できるよう措置すること。
- (7) 世界的な食料不足に対し、緊急の食料援助システムのための国際的な食料備蓄・援助機構の創設を主張すること。

#### 2. 自由貿易協定について

- (1) 我が国の食料自給率が極端に低い現状や、国民の将来の食料への懸念を十分反映したものとすること。
- (2) 農林水産物については、品目毎の事情を十分に検討し、国内関係品目に影響が生じないよう対応するとともに、関税以外の分野で支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年7月1日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣  
農林水産大臣  
外務大臣 様  
衆議院議長  
参議院議長

議員発案第7号

教育基本法の見直しについて慎重な対応を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成15年6月27日

提出者 加茂市議会議員 佐野 正三良

賛成者 同 森山 一理

同 同 中野 元栄

同 同 高橋 禧雄

同 同 樋口 浩二

同 同 星野 昭吾

同 同 今井 詔一

平成15年7月1日

加茂市議会議長 樋口 博務

## 教育基本法の見直しについて慎重な対応を求める意見書

2003年3月20日、中央教育審議会が、教育基本法の「全面改定」を内容とした、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申しました。憲法が思想及び良心の自由を保障しているのに、「国を愛する心」など、教育基本法の中に新たに加えることを法律で定めることとしています。政府は、今通常国会にも「改正」法案の提出をめざしています。

教育基本法は、教育が人格の完成をめざして行われるべきものと教育の目的について宣言しています。当時の制定趣旨によれば、「人格の完成とは、個人の尊厳との認識に基づき、人間のあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめることにある。しかし、このことは決して国家及び社会への義務と責任を軽視するものではない。」とされ、主権者として国及び社会に責任を持った国民としてその個々の能力を可能な限り伸ばすことをめざすとされています。

この教育基本法の理念は、生涯学習社会、完全学校5日制という教育改革の新しい時代をむかえた今日においても教育の基本にされるべきものです。現在ほど、子どもたちのために、ゆとりと生きる力を育み、30人以下学級実現など個に応じたきめ細やかな教育、地域に開かれ、地域の願いに立った教育の実現が急がれている時はありません。教育基本法が日本国憲法とともに、戦後半世紀以上にわたって、子ども、地域の保護者、教職員などとともに歩んできた歴史的意義には計り知れないものがあります。

しかし、教育基本法の「改正」に関して、十分な国民的議論が交わされているとはいえません。こうしたことから、教育基本法の「改正」に関しては、国会への法案化を見送り、慎重な審議をおこなうよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年7月1日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣  
文部科学大臣 様

議員発案第8号

30人以下学級の実現をはじめとする教職員定数増、  
義務教育費国庫負担制度の現行維持等を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成15年6月27日

提出者 加茂市議会議員 中野元栄

賛成者 同 森山一理

同 同 高橋禧雄

同 同 樋口浩二

同 同 佐野正三良

同 同 星野昭吾

同 同 今井詔一

平成15年7月1日

加茂市議会議長 樋口博務

30人以下学級の実現をはじめとする教職員定数増、  
義務教育費国庫負担制度の現行維持等を求める意見書

戦後の我が国の教育は、国民の理解と関係者の努力によって著しい発展を遂げ、教育の機会均等の実現と教育水準の向上が図られてきたところでもあります。しかし、昨今の教育界はいじめや不登校、小学校低学年からのいわゆる「学級崩壊」など、極めて憂慮すべき状況にあります。これらの深刻な教育問題を解決するためにも、今、これまでの知識を教え込む一斉的、画一的な教育から、一人一人のこどもの個性を大切にし、ともに学ぶ教育へと転換していくことが求められています。それには、学級規模を30人以下に縮小することをはじめ、子どもたちの学びに応じてきめ細やかな教育が可能となる教職員配置が何よりも必要です。

また、義務教育費国庫負担制度について、国はこれまで教材費・旅費・恩給費・共済費追加費用などを制度の対象から外し、一般財源化してきました。そして現在も、財政事情を理由に学校事務職員・学校栄養職員を制度から適用除外することをはじめ、制度のあり方自体を検討しています。もし、適用除外または財源を伴わずに、地方へ責任転嫁されれば、地方財政に多大な負担を課すことになり、義務教育の機会均等とその水準の維持向上が困難になることは明らかであります。

よって、国におかれては、これらの事情を考慮され、豊かでゆきとどいた教育を実現するため、早急に30人以下学級を柱とした新たな「義務標準法」を制定し、必要な財源措置を講ずるとともに、義務教育振興の基本となる義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年7月1日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣  
財務大臣様  
文部科学大臣

議員発案第9号

国と地方の税財政にかかわる「三位一体改革」に反対する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成15年6月27日

提出者 加茂市議会議員 今井 詔一

賛成者 同 森山 一理

同 同 高橋 禧雄

同 同 中野 元栄

同 同 樋口 浩二

同 同 佐野 正三良

同 同 星野 昭吾

平成15年7月1日

加茂市議会議長 樋口 博務



## 国と地方の税財政にかかわる「三位一体改革」に反対する意見書

政府の経済財政諮問会議は、国と地方の税財政にかかわる「三位一体改革」の具体案を了承し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（骨太の方針第3弾）原案にこの具体案を盛り込んだ。

その内容は、2006年度までに国庫補助負担金を4兆円程度削減し、義務的事業削減分は全額、そのほかの事業削減分は8割程度を国から地方に税源移譲するとし、また地方交付税については財源保障機能を縮小するとなっている。

このことは、削減対象の国庫補助負担金の8割が、義務教育費国庫負担金、老人医療給付費負担金、在宅福祉事業補助金など社会保障・教育関係で占められていることなどを思慮するとき、この削減が市民生活に直結することは避けられず、また税源移譲されない2割分は、地方への新たな負担を強いるものであり誠に遺憾である。

もともとこの改革は、国は外交、国防などに専念し、補助金の分配などを通じて地方を規制することはやめ、よって地方の創意工夫を促し経済再生につなげたいという構想であったはずである。

しかるに、このたびの具体案は、国と地方の役割分担に応じた税源移譲等による地方税財源の充実強化がまったく図られていないばかりでなく、地方が望んでいる国税と地方税を当面一対一にすべきという目標からもほど遠く、国の財政危機を地方自治体と国民に転嫁するだけのものと言わざるを得ない。

政府においては、国と地方の税財政にかかわる国庫補助負担金の削減と地方への税源移譲については原点に立ち返り見直しを図るとともに、地方交付税の財政調整機能と財源保障機能を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年7月1日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣様  
財務大臣  
経済財政政策担当大臣